## 犯罪被害にあうと

犯罪の被害のような衝撃的な出来事にあうと、
心や体に大きな変化が起こります。

**身体面**

眠れない。食事がとれない。動悸がする。
息苦しい。とても疲れやすい　等

**精神面**

事件・事故の状況を鮮明に思い出す。
感情や感覚が麻痺する。放心状態になる。
恐怖感・不安感が取れない。
感情が不安定になる。
人や社会を信じられなくなる。
絶望感や孤独感を感じる。
自分を責めてしまう　等

**社会生活面**

人づきあいが嫌になる。
人混みが怖い。
仕事や学校に行かれない。
捜査や裁判、役所などへの対応に苦慮する　等

こうした反応は、犯罪の被害により誰にでも起きてくる当たり前の反応です。できるだけ早い時期から支援を受ける事は回復に役立ちます。一人で抱えずに、まずはご相談ください。

## 犯罪被害相談窓口の紹介

東京都犯罪被害者総合相談窓口
東京都公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体
**公益社団法人 被害者支援都民センター**
TEL ~~03-5287-3336~~ 03-3222-9050
月・木・金　9:30～17:30
火・水　9:30～19:00

公益社団法人
**全国被害者支援ネットワーク**
犯罪被害者等電話相談
TEL 0570-783-554（なやみはここよ）
7:30～22:00（12/29～1/3 までを除く）

**性暴力救援ダイヤルＮａＮａ（ナナ）**
TEL 03-5577-3899
24 時間 365 日相談受付
性暴力救援センター・東京（ＳＡＲＣ東京）が対応します。

**日本司法支援センター（法テラス）**
犯罪被害者支援ダイヤル
TEL 0570-079714
月～金　9:00～21:00 / 土　9:00～17:00

**弁護士会による犯罪被害者相談**
TEL 03-3581-6666
月～金　11:00～16:00

**警視庁犯罪被害者ホットライン**
（犯罪被害にあわれた方のこころの悩み相談）
TEL 03-3597-7830
月～金　8:30～17:15

**多摩中央警察署犯罪被害者支援担当窓口**
TEL 042-375-0110 内線 2142
月～金　8:30～17:15

令和元年度作成

# 多摩市 犯罪被害者相談窓口

## 犯罪等により被害を受けた方へ

〒206-0011　多摩市関戸4-72
ヴィータ・コミューネ７階　平和・人権課内

**相談専用電話**
**042-338-6914**（直通）

相談時間 月～金 9時～17時（年末年始、休日を除く）
※第一・第三月は電話相談のみ

Fax 042-339-0491

# 犯罪被害者支援とは…

犯罪の被害を受けた方やそのご家族は、命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を取られるなどの直接的な被害だけでなく、被害後に生ずる精神的な苦痛や身体の不調、捜査や裁判での負担、周囲の人々の無責任なうわさや配慮のない言葉や心ない言葉、報道等によるプライバシーの侵害など、二次被害にも苦しめられています。

多摩市では、犯罪被害者とその家族を支援するため、平成20年7月に「犯罪被害者相談窓口」を開設し、平成21年4月には「多摩市犯罪被害者等支援条例」を施行し支援を行っています。

犯罪による被害は、一部の特別な人に起こることではなく、誰にでも起こり得ることです。また、被害を受けた後も、住み慣れた地域で安心して暮らすためには地域での皆さまのあたたかい支援が必要です。

被害者の立場になって考え、支えていくことが、今私たちに求められています。

## 相談者の状況や事情に応じて支援を行います

家族や友人にも相談できない

不安な気持ちが取れない

この先どうしたらよいか分からない

捜査や裁判の流れが分からない

家族や友人が被害にあって、どう接したらよいかわからない

情報がほしい

とにかく話を聞いてほしい

…等

お一人で悩まずに
まずはご相談下さい。

被害にあわれたご本人だけでなく、
ご家族等からのご相談もお受けします。

## 犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族又はご遺族で市内に住所を有する方、在住・在勤・在学の方

- **相談・情報提供**
  電話や面接などにより相談に応じ、各種支援制度の紹介や情報提供などを行います。
- **関係部署との調整**
- **警察署、裁判所、関係機関などへの付き添い支援**

## 犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族又はご遺族で市内に住所を有する方

- **弁護士等による専門相談**
  相談内容により弁護士等が専門的な相談に応じます。
- **資金の貸付**
  犯罪などにより収入が断たれたり、治療費などが必要になった場合に、応急に必要な資金をお貸しします。

・市内に住所を有する方
・貸付額　10万円以内
・利　子　無利子
・償　還　6ヶ月据え置き後償還
　　15ヶ月以内

※警察署へ被害届を提出されているなど、犯罪の被害にあわれたことが明らかである方を対象とさせていただきます。